

大分県における図書館サービス発展の道

——全県資料所蔵状況から見えるもの——

西来路 秀 彦

はじめに

今回紹介する小論は、大分県立図書館と大分県公共図書館等連絡協議会共催の職員研修での講演の図書館協力関係部分の概略です。大分県ではほとんどの市町村図書館で司書と事務職の混成で職員集団が形成されており、職員の円滑なオリエンテーションは常に重要課題です。業務をいかに説明すれば、多様な職歴の事務職員が“腹落ち”して、よりよい図書館サービスのため協働していけるかが、司書の配属と同様に重要な課題となっています。今回の機会に現場の課題の一端をご理解いただくと共に、多様な視点からの御指摘・御教示いただければ幸いです。なお紙面の関係で表記が「である」調となっているので、読みづらい点があると思いますがご理解の程お願いいたします。

1) 図書館サービスは比較される ——居住地や勤務地で

日本の公共図書館は比較される。利用者の中には、居住地と勤務先の市町村の両方で図書館を利用する人がいる。だから「□○町の図書館は○○市の図書館よりも良い。」となると、利用者は都合いい方を使いがちだ。いつできたかでも比較される。例えばバリアフリー化にも普通古い図書館ほど増改築の手当等が必要となる。ある時点で良い図書館を作ったと誉められて悦にしていると、隣町に新設館ができて途端に評判が低落するなどと言うことも、決して珍しくない。だから図書館員は、常に良いサービスを行おうとするのんびりしてられないことになる。図書館はこうして空間的（例えば隣町と）、時間的に（例えば新設館と）比べられ評価される。住民が複数の異なった自治体のサービスを比較しながら同時期に利用できるのは、珍しい例だ。

これを他の行政サービス、例えば戸籍関係事務と比べてみると性格がさらによく分かる。全国のどこへ行っても一律、違いがない（あったら困る）。住民は一カ所しか使えないから、一定の必要十分条件を満たせば、さらに付加価値を付けたり、改革・前進を続ける必要はない。もちろん電算化等の課題もあるが、これは同一業務内での効率化・グレードアップと言える。比較される競争相手はない。すてきな椅子や花を置いても、普通のベンチでもいいよ、と言われる事もある。

比較されるという点では、もっとも重要な要素として、蔵書がある。図書館で働くものとしては、これがなかなかつらい。特に資料費の絶対額の違いが目に見えるほどであると、書架にすぐ現れるからなおさらである。この点についてはあとでまた視点を変えて詳しく述べる。

2) 全国一律のサービスの質は規定できない ——まったく同じ蔵書は作れない

では、図書館のサービスは全国一律化ができるだろうか。戸籍関係事務等と比べて言うと、これは不可能である。そもそもの、図書館の無い町村も7割近くにおよび、一律どころか格差の放置されている分野としては屈指のものと言える。この原因は行政の骨格づくりによるところが決定的な

のだが、今回はそこまで考えない。できている図書館で同規模程度を想定して・・という前提にしよう。

じつは図書館があっても一律にサービスできない物的人的な内部条件がある。その最たる理由は蔵書、単行本を例とすれば個々の図書だけではなく全体としてのコレクションである。図書館のサービスの基礎は収集した資料にある。しかし購入している図書は自ずから違いが現れる。なにしろ出版物が年々歳々その中身を異にしている。だから1999年開設の図書館が、1991年にできた評判のよい図書館と同じ蔵書を揃える努力をするのは効率が悪いし、まず不可能だ。したがって全国のどの図書館も持っている一般書や参考図書が少しずつ異なるから、「<A>と聞かれたらアレとコレを見て、この様に答える」という厳格な統一マニュアルはできない。（もちろん、共通マニュアルが絶対できないとか、意味がないと言っているわけではない。例えば戸籍事務と比べて、の話である。）そこで、それぞれの図書館の所属となった職員は「この蔵書でどんなサービスができるか」と言うことを考え、また同時に「こういうサービスをするにはこういう蔵書がいる」と考える事になる。職員は個々の図書と全体としての蔵書を理解しないといけない。

3) 要求が拡大し高度化する ―― 知恵を寄せ合い、自分の対応力を向上させる

ところで図書館サービスとして利用者に資料（本や雑誌や新聞やCD他）を提供していく上で、例えば地域住民に子どもが多いか高齢者が多いかなどの住民構成が大事な要素だという事はご理解いただける点と思う。つまり図書館への要求は地域社会の、いろいろな関心の反映だと言える。ところで最近、社会的な変化が早く（例えば情報技術）、複雑（例えば公害）になり、それに伴って住民利用者の要求もダイオキシンの毒性と排出量の相関関係などと突出してくる場合が多くある。司馬遼太郎作品をずっと読みたいとか、夏休みの宿題に郷土料理を調べたいなどのこれまでの蓄積で対応できるものばかりではなくなった相談や希望が出されて来ることが多い。要求されるサービス内容がどんどん複雑化する。これも戸籍事務にはない特徴である。工夫の余地、必要性が山のように高い。こういう時に力を発揮するのは職員相互の相談だ。この研修を含め、色々な機会にトレーニングを積んで力をつけて、自分なりに何をどう調べればいいのか、わからなければ誰に聞けばいいのかの対応ができるようになって、つまり自分で自分の能力向上を管理できるようになって欲しい。

さて求められた本が自分の図書館にない時は、お隣町なり県立なりに聞くという一手だ。大分では県立の本を他図書館に貸す「協力貸出」と言っている。オンラインネットワーク「オリーブ」に接続してあれば、検索と貸出の申し込みまで機械的に手続きできる。オリーブは今、全県で19館が接続、昨年度は13,621冊が県立から全県各地へ貸し出された。日田、中津、津久見、佐伯、玖珠どこも県都から遠い市町村が利用のベスト5を占めているのは素晴らしいことだ。県立や近県になれば国立国会図書館がある。ここから借りる事も条件次第で可能だ。また全国総合目録と言って主な都道府県立図書館の蔵書が判る目録検索システムもある。というわけで、図書の貸出サービスや、聞かれても判らなかつた質問つまりレファレンスは市町村から県立へ、県立から国会図書館へと溯り、また利用者へと還流していく場合もある。みなさんの配属された図書館は、このような重層的なサービスを行っておりその一部となっている。ネットワークが組まれており独りで孤立

しているわけではない。こうした関係を「図書館協力」と呼んでいる。

4) 大分県の図書館資源 —— 力（所蔵資料）を寄せ合って出る最大の力

さて、下の表です。大分の公立図書館には、いま全県で240万冊の本がある事が判る。県立図書館76万冊、全県の22図書館で164万冊あわせて240万冊の膨大な数となる。重複の平均を仮に1タイトル3冊とすれば、全県で80万タイトルの個別の本（これをユニークタイトルと言う）があることになる。

（表後半は6）県内の図書所蔵・・を参照）

所 蔵 館	蔵 書	貸 出 冊 数	『介護保険関係資料目録』所蔵冊数
県 立	758,638.	986,152	全出版144点中53点のユニーク図書を所蔵
21 図 書 館	1,646,110	2,600,603	全出版144点中30点のユニーク図書を所蔵
合 計	2,404,748	3,586,755	エ-クで83点、重複こみで全県172冊あった
42 図 書 室	393,871	143,236	
総 計	2,798,619	3,729,991	注：所蔵はH12.3時点、『介護・・』H11.7時点

皆さんは県立図書館は大きいから、自分達はまったく及びもつかない、と考えていないか？単独館の蔵書数だけ比べればそう見えない事もない。しかしじつは皆さんの図書館が集まると、県立の2倍以上の蔵書がある。皆さんの図書館があつて、それが多くの複本を所蔵して全県で利用者に応えているという土台があればこそ、県立は市町村図書館以上の深さと広さをもった蔵書を構築して、市町村のお役に立てると言うことになる。

市町村図書館、公民館図書室の蔵書とサービスがなければ、県立はとっくにパンクしている。つまり県立と県内の図書館・図書室とは、分野をずらしつつ活動する事で文字どおり共生しており、だからこそ県立図書館は全力をあげて皆さんを支援する決意である。また県立はまさにそれを一つの目的に作られている。

5) 地方分権下の公立図書館の課題 —— 柔軟な発想と広い視野を

ところで次にこうした図書館の資料も、何を所蔵しているかが気軽に利用者に判らなければならぬ。県立図書館はこの2年で、利用者に関心を持って図書館を利用してもらえよう、またオンラインで調べられない地域の住民も県立の蔵書がわかるように、書誌を作成配布してきた。『介護保険関係資料目録』と、今年作成した『地方自治Booksガイド』『楽しい子育てBooksガイド』などがそれだ。大分県図書館等連絡協議会などを通じ各館に配布されている。

こうした目録は、住民のためと同時に自治体職員のためのものにもなる。『地方自治Booksガイド』はその例だ。そして利用者一人一人の積み上げだけではなく、課題による集合としても利用者を捉えたサービスという新しい視点での活動でもある。新県立図書館が開館して6年の間に、地方分権と情報公開という大きな社会変化が進行した。自治体の職員は、地域の特性を踏まえた独自施策を住民との合意形成に基づいて作成実施し、その成果も失敗も住民と共に受けとめていかねばならない。自治体職員や主権者としての住民がアイデアを集め・練る素材となりうる資料を収集し、合理的な誤りない判断を下していく参考となるよう、広く利用できるようにしていく。これは

今からの住民・自治体に対する公立図書館の重要な機能となって行くべきものだ。

地方分権一括法は、図書館関係者から補助金交付時の有資格館長必置の削除など多くの批判・不満がでている。しかしこの分権法の施行により地域にもたらされる変化にも同時に目を注ぎ、それに対応していく事も図書館にとって、重要な社会的責務と言える。

伺ったところ、『中小レポート』という本をご存知なのは20余名中に2～3人のようだ。この本は、今日の利用者一人一人を重視した図書館サービスを切り開く全国的牽引車となった歴史的な本だと理解して欲しい。こうしたサービスを基盤とし、それを維持しつつも、しかしこれまでの成功のレベルにだけ留まらずに新しいステージに対応していく事が、図書館の機能にとっての大切な課題となっていると考える。県立図書館でいえば、いろいろ喧伝^{けんでん}される成果を挙げたが、しかしそれは人口集密部を中心に全県人口のほんの10余パーセントの利用に過ぎない——それだけでも大きなインパクトを与える成果となったが——。県内各自治体新昇任者研修でのアンケート結果も同様という事を踏まえると、サービスを広げる事も、これまでと同様大切な視点だ。

6) 県内の図書所蔵状況から言えること —— 『介護保険関係資料目録』が示すもの

最後に先に紹介した『介護保険関係資料目録』(1999.8) から見えるものを例として説明する。これは県内21図書館が作成した介護保険に関する主題別総合目録で、99年7月の調査だ。

この目録の数字を分析すると大分には日本全国各地で刊行販売されていた「介護保険」の語を書名に持つ144点(タイトル)の図書の中で83点(約57.6%) 172冊があった。大分県全体でのカバー率は6割弱だった。とともに、4)の表の後半を見ると、県立図書館の所蔵タイトル数53点が全出版144点の約36%だった(この後も収集しているが)、また県立図書館の所蔵していない図書30点(144点の20%、県内の36.2%)を市町村が所蔵していたことがわかる。各館の所蔵冊数は大分市が34点、宇佐が18点、中津が13点等で全部で119冊(重複こみ)あった。

これは、その時々^{ときどき}の選書、たとえば法律の解説書なら「ぎょうせい」からでるのを待とうとか、同じような図書が2冊でたので片方にしようとか、いろいろな理由があり、原因は複雑だ。しかしここでは、重層的サービスを行っているとは言え、① 県立図書館は県内では隔絶した蔵書を持つが万全ではない、特定主題では強い弱いがある ② 各館が確信を持って業務を行う必要あると言う2点が示されている点が大事だ。全県の協力なしにより良い資料提供はできないと言うことだ。

県立図書館長として私は、こうした共同作業で見えてきた県立の課題改善に取り組むと共に、県立が一方的に助けるのではない、県立こそ全県サービスのために助けられているのだという認識をもっている。大分県における全体としての図書館サービスの発展は、各館がその任務に取り組みつつ全体として手を握る「共生」的な協力関係を築く事によってしか実現されない。

(さいらいじ ひでひこ 大分県立図書館)